

平成 29 年度 第 1 回静岡市生涯学習推進審議会 会議録

1. 日時 平成 29 年 8 月 31 日 (木) 10 時 00 分から 12 時 00 分まで

2. 会場 葵消防署 53 会議室

3. 出席者

【委員】(14 名)

猿田会長、弓削副会長、田井委員、渋江委員、的場委員、大橋委員、前林委員、中村和光委員、
雨宮委員、植田委員、狩野委員、坂本委員、佐藤委員、橋本委員

【事務局】

豊後市民局長、大川市民局次長、川東生涯学習推進課長、坂田参事兼課長補佐、
織部参事兼施設管理係長、島田主幹兼人づくり事業推進係長、降矢経理係長、榎本主任主事、
竹澤主任主事、大瀧主事

4. 欠席者 1 名(中村昭夫委員)

5. 傍聴者 2 名

6. 議事

審議事項 第 1 号 第 5 期生涯学習審議会のスケジュールについて

第 2 号 生涯学習施設の利用方法の見直しについて

(1) 静岡市の生涯学習施設の現状

(2) 生涯学習施設に係る主な課題

(3) 利用検討委員会での検討結果

報告事項 第 1 号 静岡市生涯学習施設の配置適正化方針について

7. 会議内容

下記のとおり

事務局

< 審議事項 第 1 号及び第 2 号(1)について事務局より説明 >

猿田会長

ありがとうございました。ただいまの資料 2-1、2-2、2-3 に基づき、生涯学習施設の現状についてご説明いただきました。ここままで何かご意見、ご質問があればお願いします。

佐藤委員

資料 2-3 について 2 点お聞きしたいことがございます。まず、清水区生涯学習交流館の指定管理者制度についてですが、既に平成 29 年度は始まっているわけですが、第 2 期も第 1 期と同じ清水区生涯学習交流館運営協議会でよろしいのでしょうか。また、生涯学習センター側は、第 2 期に文化振興財団共同事業体となっておりますが、第 1 期とどのように違うのでしょうか。

猿田委員長

ありがとうございました。2点よろしく申し上げます。

事務局

まず清水区側の第2期についてですが、空欄になっておりまして申し訳なかったですが、第2期も引き続き清水区生涯学習交流館運営協議会に指定管理をお願いしております。

センター側の静岡市文化振興財団共同事業体につきましては、現在、JVと言いまして、2つの企業が指定管理の運営に関わっております。1つが静岡市文化振興財団、もう一つがNTTファシリティーズで、こちらにつきましては、施設の維持管理業務を担当しております。ですので、1期も2期も静岡市文化振興財団がメインになって指定管理業務を行っております。

佐藤委員

ありがとうございます。

猿田会長

他にはいかがでしょうか。

田井委員

資料2-3の清水区生涯学習交流館の整備方針についての説明があったと思いますが、連合自治会と普通の自治会の違いが明確に定義されていれば教えてください。

事務局(課長)

皆さまのお住まい町内ごとに自治会があるかと思いますが、これを単位自治会と言います。それらが10~15地区で束なった組織を連合自治会と言いまして、資料2-1のとおり、有度、船越、岡など旧清水市には全部で19地区ございます。これらが連合自治会組織となっております。この1エリアあたりに1館の生涯学習交流館が整備されております。なお蒲原町及び由比町もそれぞれ別々に1施設持っておりましたので、旧清水市には19地区、そして由比、蒲原含めた21の地区ごとに生涯学習施設が配置されております。

猿田会長

それ以外にご質問いかがでしょうか。

坂本委員

資料2-3のうち、清水区生涯学習交流館の対象地区についてお伺いします。

対象施設が1施設概ね1中学校区とありますが、清水区は一中から八中までと山間地にあるのみで21も中学校はないと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

事務局

あくまで概ねという形になります。中学校の範囲によっては、いくつかの連合自治会に跨っていたり、施設を複数持っていたりするところもございます。目安として概ねとしてありますので、イコール中学校区という訳ではございません。

猿田会長

その他いかがでしょうか。この審議会では、諮問事項に関わる確認と検討を行う訳ですが、ここでいう生涯学習施設とは条例に基づいた生涯学習センターと交流館であり、また清水区だけでなく葵区、駿河区にも交流館がある点を踏まえて審議していただけたらと思います。

特に無いようでしたら、また元に戻ってご質問をいただけたらとも思いますので、先に進めさせていただきます。

事務局

<審議事項 第2号(2)及び(3)について事務局より説明>

猿田会長

ありがとうございました。ただいま生涯学習施設に係る主な課題と利用検討委員会での検討結果について、事務局よりご説明していただきました。急に話が難しくなるようなところがございまして、検討委員会においても各委員が理解を深めるのに時間がかかったということがございました。疑問点等もいくつかあると思いますので、どのような内容でも結構ですから、そちらをお出しいただきたいと思います。最終的には納得していただいた上での答申となりますので、まずは質疑応答をしていただきたいと思います。

渋江委員

2点お伺いします。1点目は利用方法の見直しの背景についてですが、前回の生涯学習審議会で見意見が出たとありますが、今回の審議会ではかなり重要な見直しをすることになると思いますので、議事録でこういう声があったというものが具体的にあった方が良いかと考えます。私が参加した範囲で覚えているのは、県外から市内に引っ越しの方から「旧清水の交流館と旧静岡市のセンターでは何故利用方法が違うのか」といったご意見が出たかと思います。また、その他に以前の生涯学習審議会でのどのような意見が出たかを改めて具体的に出していただきたいというのが1点目です。

2点目についてですが、利用検討委員会でもご審議を重ねていただいて、その中でも市が行った市民アンケートについて、重要な意見がたくさんあるなということで拝見しておりますが、他方で今回この見直しをするにあたって、現在の利用者の声が集約されているかが分かりづらかったので、そのあたりを情報提供していただければと思います。

猿田会長

ありがとうございます。大きく2点あるかと思いますが、お答え出来る範囲でお答えいただければと思います。

事務局(課長)

まず前回の審議会の件についてですが、前審議会ではこの件についてのみ議論したわけではなく、委員の皆さまからその他沢山のご意見をいただきました。その中で、「静岡清水の違いによって受付開始日や利用区分に違いがあるから解消して欲しい」といった意見をいただきました。

渋江委員

その話の後に複数の委員からも同じような疑問が出ておりましたので、今後この見直しを図っていくにあたりまして、議事録を提示していただいて、具体的に前期はこういうやり取りがあったというのを添えていただければ、検討していくにあたって一つの支えになるのかなと思います。

事務局(課長)

確認して改めてご提供させていただきます。

次に利用者の方の声についてですが、今年度に各施設にてアンケートを実施する予定です。また、昨年度に実施した市民アンケートは3,000人の方を無作為抽出で実施しておりますが、質問項目には「生涯学習施設を利用したことがありますか」といった問いもあり、クロス集計と言いまし、単純な質問の答えだけでなく、いくつかの質問を絡めた方法で集計しております。その中でもたとえば、全体的に見ると、受益者負担については、あって然るべきという意見が多かったですが、利用者の方、特に清水区側では、施設の利用実績があると使用料が無料になるといこうこともあって、現状維持という声も比較的多く出ていると認識しております。

事務局

利用者アンケートの結果につきましては、お渡ししております資料に参考資料として付けております。たとえば、平成28年度生涯学習施設利用に関するアンケート報告書(抜粋版)の1ページの間10「同じ活動内容でも生涯学習センターと生涯学習交流館で利用者負担(使用料)が異なることについてどう思いますか。」という問いに対しては、「今までどおり」が28.6%、「統一」が32.8%、「わからない」が33.0%という結果がございます。また、次ページ中段にありますとおり、このあたりが施設の利用方法の見直しに係る部分についての市民全体の意見と考えております。

猿田会長

ご回答よろしいでしょうか。

渋江委員

ありがとうございました。

中村委員

文化協会に参加している団体もそうなのですが、合併時は当時の既得権を守るということで、合併後即統一をしなかったことと思います。清水では地域に根差した、いわゆる自治会との絡みが特に強いから無料という形を取り、一方静岡側は、公民館とセンターの違いがはっきりと明確に分かれていたので、公民館の派生として考える必要がなく、NPO団体や文化活動に携わる団体が打ち合わせや稽古の場として使われてきた経緯があるとのことでした。

ただし少し気になったのは、清水区側は8条認定団体と9条認定団体とで分かれておりますが、本来は自治会とはあまり関係のない生涯学習団体を自治会と同じように無料としてしまったことにそもそもの問題があるような気がします。あくまで利用方法によって団体認定をするべきであり、静岡がどうか、清水がどうかという話ではなく、利用形態や利用者の在り方によって、団体認定を行うべきではないでしょうか。既得権の問題で清水区側では「今まで無料だったのにおかしい」といった声も当然上がるとは思いますし、そこは利用形態で考える必要があると思いますし、むしろ、これまで曖昧に認定してしまっていたことを大きく捉え是正していく方向性ならば、市民も納得するのではないかと感じます。

猿田会長

ありがとうございます。基本的には区分の一元化へのご賛成ということだったかと思います。その他にいかがでしょうか。

前林委員

統一していく最大の理由は公平性を保つというところではないかなと思います。そうしますと、現在のセンター、交流館の維持管理にどれくらいのお金が使われ、静岡側と清水側とでそれぞれ一人あたりでどのくらい負担しているかを出さない限りは、公平と不公平を言うことは出来ないと思います。ですから、そこはしっかりとデータを出しまして、現在静岡市に税金を納めている方に対し、今これくらい税金が生涯学習施設に使われています、静岡清水とではこれくらい違います、ここを是正していきたいという話をはっきりと伝えない限りは、誰も納得しないのではないのでしょうか。ですので、現在の使われ方も大きな問題ではありますが、一番大切なのが公平性の観点であり、そこを一番に訴えたいのであるならば、現在どれくらいの不公平が生じているのか数字で表す必要があるのかなと感じました。

猿田会長

ありがとうございます。そのあたりの基礎データとなるような資料で何か流用できるようなものはありますでしょうか。

事務局(課長)

今いただいた話は市の内部でも議論されております。また、実際に一元化した場合に、これまで無料で施設を利用していた方が、有料になるとどれくらい負担が増えるかについても推計して

いるところでございます。

センターと交流館では施設数や利用頻度に違いがあるので、客観的な数字となってしまいますが、生涯学習センターでは年間約4,000万円の使用料をいただいております。一方、清水の交流館では年間400万円程度です。施設数は清水が多くて静岡が少ない、一施設あたりの規模では静岡が大きくて清水が小さい中で、このような数字が出ております。また、施設を運営する費用に対する使用料の負担率についても分析しておりますが、最新の数字ですと、センター側では13%、清水区交流館では1%となっております。

猿田会長

ありがとうございました。今大きなイメージだけお伝えいただきましたが、今後の議論の基礎となるデータとなりますので、また次回までに何かご提示していただけるものがありましたらよろしくをお願いします。

植田委員

8条認定団体と9条認定団体の違いについて教えていただきたいです。

私もサークル活動をしておりますので8条認定団体は分かるのですが、清水区側にある9条認定団体は、どのように認定して9条認定団体になっているのでしょうか。

猿田会長

これは条例のどこに規定されているかお示ししていただいた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局(課長)

お手元の参考資料の中に静岡市生涯学習施設条例とその抜粋版がありますのでご覧ください。

条例原文の第8条を見ていただきますと、優先利用というタイトルが付いておりますが、生涯学習団体としての利用についてだけでなく、公共的団体の優先使用についても第2号にうたっております、一般的な生涯学習団体は優先使用出来る旨規定されております。

続きまして9条を見ていただきますと、趣旨は、そもそも使用料を前納しなさいとするものですが、その2号に「ただし、その利用が前条第2号又は第3号に該当する場合(当該利用に係る団体が組織的かつ継続的に活動する団体として市長が認めるものである場合に限る。)は、使用料を徴収しない」となっております。これは別の要綱にて定めておりますが、生涯学習団体が申請の前年度に5回以上、もしくは申請前5年度にわたって各年度一回以上活動している場合には、使用料を徴収しないという規定になっております。このように9条に定められておりますので、私どもは交流館で使用料を徴収していない、このような生涯学習団体を9条認定団体と呼んでおまして、そうではない一般的な生涯学習団体を8条認定団体と呼んでおります。

植田委員

9条はあくまで交流館という限定的な話なのですか。

事務局(課長)

はい。交流館限定です。条例第9条第2号見ていただきますと、「交流館の施設等の利用」となっておりますので、交流館限定の制度になっております。

それから生涯学習団体の認定に関しましては、各施設で団体受付を行っております、特に継続的な活動が必要となる9条認定団体については、前年度末に各交流館で募集をかけ、きちんと書類をいただいて認定しています。なお、9条認定団体については、交流館ごとの規定になりますので、たとえば江尻交流館で認定を受けたい場合には江尻交流館に申請を出していただく必要がありますし、また江尻交流館で認定を受けた団体が他の交流館も無料で使えるという訳ではなく、利用を希望する交流館に改めて申請を出して認定を受ける必要があります。

事務局

細かな認定の要件につきましては、施設条例の次ページに〈生涯学習施設条例等による団体の認定要件について〉ということで参考資料を添付しております。それぞれの団体が認定を受ける場合の条例、要綱を抜粋した形で載せております。特に9条認定団体につきましては、9条認定団体の取扱いに関する要綱がございまして、こちらの要綱に基づいて認定をしております。簡単に説明をしますと、交流館に限った話ですが、認定を受けようとする年度の前年度に5回以上の生涯学習活動を行っている場合、もしくは、認定を受けようとする年度の前5年度以上にわたり各年度1回以上生涯学習活動を行っている場合につきましては、9条認定団体ということで認定をしております。

猿田会長

審議をする上で条例も大きな問題になりますので、条例と要綱を突き合わせて、先ほどの現状と見直しの方向性についてご理解いただければと思います。

的場委員

本日、田辺市長から本審議会の諮問をいただいたわけですが、その諮問理由を拝見しますと、最初の二行で利用方法を統一せずに運営してきました、ということが書かれております。それについては、本日事務局より、静岡市の生涯学習施設条例の現状ということで、資料提供及び説明がありました。また、諮問理由の二つ目の文章として、「一方では、合併から十余年が経ち、生涯学習施設を取り巻く環境も徐々に変化し、施設の利用者や市民から、利用方法の一元化を求める意見も挙がっています」となっております。

諮問理由の最初の二行についての説明は非常に細かくしていただきましたが、この後の二行についても静岡市の生涯学習施設の現状を端的に示していると思いますので、二行目の部分につきましても、何か説明なり提供していただける資料がございましたらお願いします。

事務局(課長)

可能な資料は作成して次回お配りします。

合併時に生涯学習施設、当時は公民館でしたが、色々なものを擦りあわせしましたが、静岡側と清水側とで施設の配置や利用形態、成り立ちに大きな違いがあり、市民生活にも直結するため、合併後の一元化はせず、そのままの体制で一つの条例にまとめあげた結果、現行の姿になっております。また、この間には、公民館として配置されておりました40施設が、社会教育法の網に掛かる公民館ではなく、もっと市民の皆さまに幅広く活動していただくという趣旨に基づきまして、平成20年度より教育委員会から市長部局へと移管し、名称も公民館から生涯学習施設へと変わりました。さらに、施設の維持管理及び市民サービスの向上を図りつつ、生涯学習センターと清水区生涯学習交流館とを指定管理者を分けて管理しております。

しかし、現在は施設利用者の方が、継続的な生涯学習活動を行えば清水では無料になるということをご存じで、静岡側の施設が近いにも関わらず、あえて清水区の交流館を使用しているケースがあるということ現場から聞いております。また、清水側は現在無料となっておりますので、その制度を利用していただくのは構わないのですが、無料であるがゆえになおざりになってしまうと言いますか、部屋の予約をされてもしっかりとした利用がされない、また、これまでの施設利用者が恒常的に部屋を取ってしまうがために新規利用者を締め出してしまっているという問題も生じております。施設の利用につきましては、資料2-2で各施設の稼働率を挙げておりますが、相対的にセンター側の方が高く、清水区の交流館側が低くなっております。清水区側は地域の方の利用が多いと言いつつ、数字で見ますと低い稼働率になっております。しかし、清水区側であっても、施設を使いたい時に部屋を取れないといった声が挙がっております。常に利用している方が、無料で使えたり、部屋を早く確保出来るということもあり、使いたい人が使えなかったりという現状もございます。様々な問題が利用者から、そして現場から出ている中で、一元化されていないから問題が生じているのではないかと、といった意見もいただいております。

猿田会長

よろしいでしょうか。

的場委員

はい。

猿田会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

大橋委員

基本的に同じような目的で同じ施設を使うのであれば、同じ利用の仕方にするのが正しいと思います。しかし、成り立ちからして違うということなので、その成り立ちの部分を理解してもら

うのが一番のポイントなのかなと思います。たとえば、清水側では地区の公民館の延長的な使い方がされており、そもそも自治会が使うために作られたという風に市民の皆さまが思っておりますと、もともとの作り方が静岡と異なり、自治会のために作られたにも関わらず、なんでそのような使い方になるのだと自治会が考えてしまうかと思います。施設を作った時の基本的な考え方と今の考え方が異なってしまうということなので、「これからはこうする」という意思表示をしっかりと市が持ち、市民が納得されない限りは統一出来ないのではないかなと感じました。

体育館でも静岡と清水とで違うところが結構あって、体育協会が管理している体育館もあれば、公園や他のところが管理しているケースもあって難しいのですが、生涯学習施設においても、そもそもの成り立ちをご理解していただくのが一番大事ではないかなと感じました。

猿田会長

貴重なご意見ありがとうございました。

雨宮委員

私は旧清水市時代に公運審や協議会委員を務めていたので、8条と9条の違いは肌で感じております。興津生涯学習交流館のケースで言いますと、施設を建築するにあたって、自治会が使用すること前提で建設されました。そういった形で交流館が立ち上がったのですが、現場や私たちも9条認定団体には問題があるのではないかと感じております。清水区では9条認定団体がどんどん膨れ上がったために無料の団体が多くなっております。また、現行では、(自治会等のいわゆる地縁団体は)前年度の12月から申請を出せるのですが、その時には各団体の予約が1年分埋まっているので部屋を使えない、新規団体を締め出してしまうといった現状があり、これが9条認定団体の一番の問題ではないかと考えます。旧静岡市と旧清水市とでは自治会の在り方が違っておまして、清水区では交流館が地域の拠点として防災活動やその他活動をしておりますので、一概に公共的団体のことを言われるのは地区として困りますが、生涯学習の活動の場として一元化するのには良いのではないかなと思います。見直しにあたって清水の背景についても考慮していただけたら有難いのですが、安易に予約をキャンセルしてしまうのも無料が故だと思いますし、利用にあたっては8条、9条という一市二制度はありえないのではないかなと感じております。

猿田会長

ありがとうございます。利用者の立場ということで理にかなったご意見をいただきました。狩野委員はいかがでしょうか。

狩野委員

私は施設の利用に関しまして、公平性と透明性が非常に重要ではないかと考えております。まず、利用者側の立場に立ってどうすれば施設を利用しやすいかを考えていただきたいです。資料を見ますと、稼働率が非常に低いところがありますが、この原因は何かといった分析もしまして、利用者がもっと利用しやすい、活動しやすい環境づくりをして欲しいと思っております。

また、静岡市がこれから高齢社会を迎えるにあたりまして、高齢者が生き生きと生活できる、生涯学習活動を実践できるという見地から、一般団体についてももっと利用しやすくなれば良いなど考えております。

橋本委員

生涯学習施設は入りやすい、足を運びやすい方が良いと思います。生涯学習施設は、学習のことプラスまちづくりの場ということですが、その学びに対することを生涯学習施設だけでなく大学とかとも関わりを持たば、学生や場合によっては社会人もより参加出来るようになると思います。そして、生涯学習施設や学校での学びをまちづくりに活かせるようになると、学生や社会人の参加率も高まると思います。

猿田会長

皆さまから一通り発言いただきましたが、その他いかがでしょうか。

本日は事務局より質問票が用意されておりますので、その他疑問等がありましたら事務局にお尋ねしていただけたらと思います。それでは先に進めさせていただきます。

事務局

<報告事項 第1号静岡市生涯学習施設の配置適正化方針について事務局より説明>

猿田会長

ありがとうございました。この件について、ご意見やご質問があればお願いします。

この配置適正化方針についても、いきなり大きく変えるということではなく、当面現状維持しながら、あるいは必要な補強をしながら、10年20年といったスパンで検討を重ねていくということだと思います。その中でも、この貸館の部分についてはまず統一していきたいというのが、今年度の審議会の趣旨でもありますので、また今後審議を重ねていただければと思います。特に無いようでしたら、副会長より全体を通じまして何かあればお願いします。

弓削副会長

私も最初は8条と9条の違い等の現状の課題が全然分からないところから入ったので、本日の皆さまの意見に賛同しながら聞かせていただきました。

利用検討委員会では指定管理者の方も出席されておまして、その場ですぐに現場が実感している課題を出していただきましたし、利用者アンケートも毎年取っているとのことでした。ですので、渋江委員からもありましたけれども、本日の事務局からの説明の事実確認という意味合いにおいても、これまでどのような意見が出てきたのかを形に残るようなものが提示されて根拠が明確になりますと、私たちが審議する上でも大変参考になりますので、次回までにご用意していただきたいと思います。

また、前林委員からもありましたが、公平性の観点からデータを出して欲しいという意見が挙

がりました。金銭的な部分については、以前作成したものがあつたかと思しますので、そちらも出していただけると、こちらとしても進めやすくなるのかなと思しましたので、次回までに資料を整えていただけたらと感じました。

猿田会長

弓削副会長には利用検討委員会の委員長として結論を出していただきましたので、その立場からまとめていただきました。また次回以降、具体的な審議になりますので忌憚のないご意見を頂戴できたらと思しますので。よろしくお願ひします。

では、本日予定しておりました議事がすべて終了しましたので、事務局にお返しします。